

議案第9号

清水町森林環境譲与税基金条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町森林環境譲与税基金条例

(設置の目的)

第1条 本町における森林の間伐、林業の人材育成及び担い手の確保、木材利用の促進及び普及啓発その他森林整備に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、清水町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、国から町に譲与された森林環境譲与税の額のうち、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用等)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。